限定承認公告

本籍大阪府大阪市平野区平野東二丁目一五番地、最後の住所東京都江戸川区南葛西二丁目二五番二―三〇二号

被相続人　亡　小吹　芳夫

右被相続人は平成二十六年二月二十八日死亡し、その相続人は平成二十六年五月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三日

大阪府大阪市住吉区帝塚山西四丁目四―二七

相続財産管理人　小吹　武次

限定承認公告

本籍兵庫県川西市緑台五丁目一番地一〇七、最後の住所兵庫県川西市緑台五丁目一番地の一〇七

被相続人　亡　桝　拓也

右被相続人は平成二十六年二月十二日死亡し、その相続人は平成二十六年五月二十日神戸家庭裁判所伊丹支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月三日

兵庫県川西市緑台五丁目一番地の一〇七

相続財産管理人　桝　和子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年七月四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年六月三日

東京都中央区銀座一丁目一六番七号

株式会社エス・ティー・インベストメント・アドバイザーズ

代表取締役　八代　伸二

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十六年五月二十二日開催の通常総会において、出資一口の金額を五十万円から十万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十六年六月三日

宮崎県延岡市中島町四丁目二六七番地

宮崎県同和食肉事業協同組合

代表理事　吉岡　信一

正誤

ページ	段	行	誤	正
四八八	上	二（終りから）		
〃	〃	一	とし、第二条	とする。「第二条」以下は改行し、行頭を一字下げる。
〃	下	一～二		
〃	〃	二		
〃	〃	三	とし、第一条	とする。「第一条」以下は改行し、行頭を一字下げる。
四八九	上	四	申請がないとき	申請がないと認めるとき
〃	〃	〃	申請すべき者	申請すべきと認める者
〃	〃	一一（終りから）		
〃	〃	二	法第三十四条第二項（法第四十八条の十六において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）	法第三十四条第二項（法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）
〃	〃	二〇	法第三十四条第同項	
〃	〃	一項		
（印刷誤り）				
四八九	上	三（終りから）	6第2項」に	6第3項」に

四八九ページ下段第八号様式の体裁は次のとおりの誤り。

第八号様式（日本工業規格A列4）

年　月　日

殿

税務代理権限証書

税理士又は税理士法人	氏名又は名称
	事務所の名称及び所在地
	所属税理士会等

電話（　）　―

連絡先

電話（　）　―

税理士会　　支部、登録番号等　第　号

上記の税理士又は税理士法人を代理人と定め、下記の事項について、税理士法第2条第1項第1号に規定する税務代理を委任します。

・適年分に関する税務代理

下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。）。　□

・調査の通知に関する同意

上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。　□

年　月　日

依頼者	氏名又は名称
	住所又は事務所の所在地

㊞

電話（　）　―

1　税務代理の対象に関する事項

税目	年分等	
税	平成　年分（年度）	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日
税	平成　年分（年度）	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日
税	平成　年分（年度）	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日
税	平成　年分（年度）	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日
税	平成　年分（年度）	自　平成　年　月　日 至　平成　年　月　日

2　その他の事項

注意事項

1　「1　税務代理の対象に関する事項」欄には、税務代理の対象となる税目と当該税目の区分に応じた年分等を記載すること。

2　「2　その他の事項」欄には、法第2条第1項第1号に規定する税務代理の対象から除かれる事項がある場合にその事項を記載し、当該税務代理の範囲を特に限定する場合にはその旨を記載すること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月三日付第一二三号六四　ページ●同日付政府調達第一〇一号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五一〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）